

県発注工事 入札参加者の皆様へ

県発注工事施工上の留意事項

県内業者の活用及び

県内生産品の使用について

日頃、県公共事業に御理解、御協力いただきありがとうございます。

千葉県では、県発注工事を通じ地域の公共事業に携わる人材など、担い手の育成、確保をしていくことが災害時における対応を含む社会資本の適切な維持管理において極めて重要であり、このことが将来にわたる工事の品質確保、地域の健全な発展に寄与し続けると考えております。

これらの効果を最大限高めるため、県発注工事の施工にあたりましては、下記の事項に御留意いただきますようお願いいたします。

- (1) 下請業者を使用する場合には、県内に本店を有する者の中から選定するよう努めてください。**
- (2) 工事材料及び工事に伴う物品、役務の調達に当たっては、県内に本店を有する者の中から選定するよう努めてください。**
- (3) 調達する工事材料は、県内生産品とするよう努めてください。**

※ なお、この項目は、

建設工事請負契約書 約款 第6条の2 に規定されております。